令和８年（フ）第２０６９号
福岡市早良区賀茂２丁目26番11号　ＨＩＲＯｗｏｒｋｓ　株式会社　グループホームＢ棟
債務者　横山美沙希
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０７７号
福岡市中央区荒戸１丁目10番７－602号　パラージュ西公園
債務者　山下　真実
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０８８号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原東３丁目９番32－503号　エイリックスタイル粕屋中央ザ・テラス
債務者　西本恵美子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０９０号
福岡市早良区内野５丁目４番13号　有料老人ホーム明の里内野
債務者　青木　幸子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１１１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1013番地１　エスポアール岡本102号
債務者　土井　圭子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１３７号
福岡市博多区博多駅南４丁目15番28－103号　クイール駅南
債務者　伊崎　真弓
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１４５号
福岡県宗像市三郎丸２丁目１番１－102号
債務者　安松　鈴代
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２１５６号
福岡県糟屋郡志免町志免２丁目15番21号　グラースメゾンＡ202号
債務者　佐藤　省悟
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４号
長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1717番地８　緑ヶ丘団地Ａ棟　303号室
債務者　山下　秀之
1　決定年月日時　令和８年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
長崎地方裁判所五島支部

令和８年（フ）第１３４号
鹿児島県鹿屋市吾平町上名12番地14
債務者　榎本　保美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１４７号
鹿児島県志布志市有明町野井倉8132番地
債務者　八久保　真美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１５３号
鹿児島県曽於郡大崎町永吉6417番地
債務者　坂口　　あゆみ
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１０６７号
仙台市青葉区通町１丁目６番16－201号、従前の住所埼玉県所沢市大字久米518番地の２　リゼール久米102
債務者　伊藤　悠介
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０７１号
仙台市泉区歩坂町57番７号　アクティブパレス百合ケ丘Ｂ８棟６、従前の住所秋田市広面字大袋46番地１　アベニュー広面101号
債務者　黒沢　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１２０６号
仙台市宮城野区小田原３丁目１番38－205号、従前の住所仙台市宮城野区清水沼２丁目５番18号　ファミール清水沼103
債務者　佐藤　　健
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３７３号
茨城県水戸市東台１丁目２番地13号、住民票上の住所茨城県那珂市菅谷1981番地３　メゾン　ラポール102
債務者　古谷　直之
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
水戸地方裁判所